

記 載 要 領

1 「所在地」及び「名称」欄

確定申告書に記載した納税地及び法人名を記載してください。

2 「税込・税抜」の区分

「1 控除対象取引金額」の「① 決算額」及び「① 資産の取得価額」並びに「3 主な課税仕入れ等の明細」の各欄の（税込・税抜）は、いずれかを○で囲んでください。

3 「控除対象取引金額」欄

仕入控除税額の計算の基礎となった金額の明細を記載してください。

- (1) 「損益科目」の「① 決算額」欄には、損益計算書等から科目の区分に応じて記載してください。なお、製造原価に含まれる課税仕入れについては、「① 商品仕入高等」欄に含めます。

また、「資産科目」の「① 資産の取得価額」欄には、固定資産台帳、勘定元帳等からその課税期間に取得した資産の取得価額を科目の区分に応じて記載してください。

- (2) 「損益科目」及び「資産科目」の「㊦ 左のうち控除対象外金額」欄には、(1)のうち非課税、免税又は不課税の仕入れ等課税仕入れとはならない金額を記載してください。

- (3) 「控除対象取引金額」欄には、「① 決算額」欄及び「① 資産の取得価額」欄から「㊦ 左のうち控除対象外金額」欄を控除した残額（課税仕入れの額）を記載してください。

- (4) 「⑨ 仕入控除税額」欄には、⑤欄と⑧欄の合計額に対する消費税額を記載してください。なお、この金額は、課税売上割合が95%未満の場合、又は消費税法第32条から第36条（仕入れに係る消費税額の調整）の規定の適用がある場合等を除いて申告書の「控除対象仕入税額」欄の金額と一致します。

4 「還付申告となった主な理由」欄

還付申告となった理由のうち主なもの1つだけに○印を付してください。なお、その他に該当する場合には、還付の理由を簡単に記載してください。

5 「主な課税仕入れ等の明細」欄

棚卸資産及び原材料以外の資産の取得、売上対価の返還等の金額又は貸倒金額のうち1件当たりの金額上位10番目までのものについて記載してください。ただし、1件当たりの金額が100万円未満のものについては記載する必要はありません。

なお、法人税確定申告書別表、勘定科目内訳明細書等に「主な課税仕入れ等の明細」欄に記載すべき事項の記載がある場合には、例えば、「法人税確定申告書別表16(5)に記載があるので省略」又は「勘定科目内訳明細書の固定資産の内訳書に記載があるので省略」等と記載することにより記載を省略することができます。

「資産の種類等」欄には、資産の取得（店舗の改装等を含む。）の場合はその資産の種類（建物、車両等）を、対価の返還及び貸倒れの場合は「対価の返還」、「貸倒れ」と記載してください。

「取引金額等」欄には、資産の取得金額、対価の返還等の金額又は貸倒金額を記載します。